

## 税制調査会（第20回総会）議事録

日 時：平成30年11月7日（水）14時30分～16時21分

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

### ○中里会長

それでは、第20回税制調査会を開会いたします。

議題に先立ちまして、一点御報告がございます。前回の総会、第19回総会で設置されることとなった連結納税制度に関する専門家会合につきましては、資料総20-1のとおり設置されることになりましたので、御報告いたします。

なお、本日、この会議の前に第1回の会合が開催されております。

それでは、本日の議題について御説明いたします。

本日は国際課税と納税実務、この二つを議題とします。

国際課税に関しては、前々回、第18回総会において、利子控除制限制度と移転価格税制について、諸外国において対応が進んでいるというお話がありましたので、改めて説明を受けた後、委員の皆様から御意見を頂戴しようと思っております。

納税実務に関しては、これも前々回の総会で取り上げ、専門家会合を設置することとなりましたが、本日は、この専門家会合における議論の状況について、その座長の岡村委員から御報告いただこうと思います。

そして、その後、前回の総会、第19回総会で神野会長代理からいただいた御提案を踏まえまして、これまでの議論を振り返る自由討議を行いたいと考えております。

本日もペーパーレス会議とさせていただきますのまで、御理解と御協力、よろしく願いいたします。

それでは、ここで、カメラの皆様は御退室をお願いいたします。

（カメラ退室）

### ○中里会長

それでは、議題に入りたいと思います。

まず国際課税について、財務省から御説明をお願いしたいと思います。

細田参事官、よろしく願いいたします。

### ○細田主税局参事官

それでは、総20-2、国際課税について、こちらの資料で御説明をさせていただきます。

まずは3ページからです。このBEPSプロジェクトを受けました国際課税の見直しの方向性につきましては、平成28年にこの税制調査会で論点整理を取りまとめていまして、その中において移転価格税制における無形資産の取扱い、また、過大支払利子税制といった論点について、見直しが必要と御指摘をいただいていたところです。本日は、この二点を中心に御議論いただければと思っております。

5 ページです。まず、過大支払利子税制につきまして、お話をさせていただきます。

このBEPSプロジェクトの勧告の行動4におきまして、利子の損金算入について租税回避との関係で議論がなされました。その中で、資料の問題意識のところにありますように、利子はタックスプランニングの最も簡単な手法の一つであることや、また、それを多国籍企業グループが活用することによって、国内企業との競争上の歪みや、また、税収等への影響が生じるのではないかとといったことが挙げられています。また、その際に、この関連者間の取引だけではなくて第三者からの借入れを使った場合でも税源浸食が生じるのではないかとといったことが指摘されているところです。

こうしたことを受け、勧告として、企業が損金算入可能な利子の額を企業の調整した所得の一定割合に制限することをBEPS行動4では提言をしています。これは適用の容易さなども踏まえて、利子控除額を経済活動に直接結びつけることでタックスプランニングに対応しようとするものです。

6 ページには、この第三者への支払利子について、BEPSプロジェクトの報告書で紹介されているものですが、税率の低いB国の子会社の事業に必要な第三者からの資金調達を税率の高いA国の法人があえて行うことで、結果としてグループ全体の税負担を軽減することが可能になる。こういったことがBEPSプロジェクトの報告書で紹介をされているところです。

7 ページですが、こうした利子の損金算入を制限する制度としては、日本では、平成24年度税制改正において過大支払利子税制が導入されております。これは基本的にBEPSプロジェクトの勧告と同様の考え方に基づくものでして、基本的な仕組みは一緒です。

ただ、異なる点として、下の緑のところにございますが、一つ目に、その対象となる利子の範囲ですが、日本の制度は関連者のネット支払利子になっており、BEPSプロジェクトの勧告のように第三者までは含まれていないということです。

二つ目、日本の制度は、この分母となります調整所得（EBITDA）を計算するときに非課税となる受取配当が含まれています。ただ、BEPSプロジェクトの勧告では、非課税配当を増やすことで利子制限の効果を弱める可能性があるのではないかとということで、これは除くべきであるとされていることです。

また、三つ目に、この利子を損金算入できる割合が、日本は今、50%になっておりますが、BEPSプロジェクトの勧告では10～30%が望ましいとされているところです。

こうした点につきまして、BEPSプロジェクトの勧告を踏まえて制度の見直しを検討していく必要があると考えているところです。ただし、他方で、こうした制度には企業の借入れへの影響など、いろいろと御懸念もあるというようにも承知しているところです。このため、通常の経済活動に与える影響等にも配慮しながら、BEPSリスクにも的確に対応できる制度としていく必要がありますので、こうした観点から、引き続き我々としても検討を深めていきたいと考えているところです。

8 ページ以降、御参考ですが、主要国における利子控除制限制度の概要です。アメリカや欧州の国々については、このBEPSプロジェクトの勧告に沿った形で導入が進んでいます。EUなどではEU指令という形で既にこのBEPSプロジェクトの勧告に沿った利子控除制限が採択されておりますし、フランスも今、改正の作業中と伺っております。

また、9 ページ、10 ページについて、これは詳細を申し上げますが、我が国においても実際に利子を通じたBEPSと見受けられるような事例があるということを御紹介させていただきます。

また、11 ページ、これも参考ということで、日本が有する負債、要は日本からの利子の支払い先がどういったところなのかということについて、親子間のものは左側にありますように直接投資、第三者間の融資について右側にありますようにその他投資ということで国別に見たものです。

この国別のデータをとる関係で左側がストックの数字、右側がフローの数字になっているのですが、この国々を見ていただきますと、対GDP比、経済規模との比較で、他の国と比較して大きくなっている国が幾つか見られます。オランダやシンガポール、ケイマンなどといったところに見られます。もちろん、これらの背景は定かではありませんので、必ずしも全てが租税回避に関連するものではないということではあると思いますが、こうした動きについても注視をしていく必要があるのだろうと思っております。

続きまして、移転価格税制ということで13 ページにお移りください。

BEPS行動 8 では、移転価格税制における無形資産の取扱いについて議論されたところです。まず、移転価格税制の制度について、13 ページで簡単に御説明をさせていただきます。国外関連者との取引価格が通常取引価格と異なる場合、こういった場合には独立企業間価格、第三者の価格で取引されたものとみなして所得計算を行うことにより、海外への所得移転を防止しようという制度です。この制度に関してはOECDの移転価格ガイドラインが国際ルールとして定められておりまして、諸外国においても基本的にこれに沿った制度が整備されております。

14 ページですが、そういった制度の中でBEPS行動 8 の議論においては、知的財産などの無形資産の取扱いについて幾つか指摘がございました。この知的財産等の無形資産は、移転のしやすさや評価の難しさから、その租税回避のリスクが指摘されていたということで、そういう意味では、せっかく多額の研究開発費を投じて開発した知的財産が租税回避目的で海外に移転されてしまう。こういうことになってしまうと適切な課税ができず、結果として知財の海外流出、知財収支の悪化を招くといったことにもなる。そのため、この無形資産に対する適切な課税を担保する必要があるという議論がBEPSプロジェクトで行われたところです。

そうした中で、二つ課題が指摘されております。一つ目には、無形資産は独自性が高いということで、なかなか比較対象取引を特定することが難しい。こういったこと

に対して、いわゆるディスカунティッド・キャッシュ・フロー法（DCF法）と言われている予測キャッシュフロー等の割引現在価値を使った算定方法を整備する必要があるのではないかということです。

もう一つは、右側にございますが、税務当局がこうしたユニークな無形資産に関する情報に乏しいということがあることから、価格が適切かを検証することがなかなか難しい。そういった問題に対処するために、一定の評価困難な無形資産取引については、当初の価格算定に用いた予測と実際の結果が大幅に乖離した場合、事後の結果を勘案して評価することを認めてはどうかということが勧告されているところです。そして、それらを反映した国際スタンダードでありますOECD移転価格ガイドラインが、昨年7月に見直されたという状況です。

15ページですが、移転価格の算定方法ということで、OECD移転価格ガイドラインにおいては、左側の青枠にございますが、従来から五つの基本的な価格算定方法が規定されておりまして、この五つの価格算定方法により独立企業間価格を算定することが難しい場合には、その他の方法を用いるということも認められてきました。

この算定方法の多くは、独立企業間で行われた同種あるいは類似の取引を参照して価格を算定するというものですので、無形資産取引の場合、なかなかそのような対象を見出すことが難しいケースが多かったわけです。そのため、BEPSプロジェクトでは、信頼し得る比較対象取引が把握できない場合は、いわゆるDCF法のような手法が有用であるということで記載を拡充したということです。ちなみに、この見直しというのは、既存の五つの価格算定方法が最適法となる範囲を変更するものではないと理解しております。

翻って、右側ですが、日本の現行の移転価格税制、これはOECD移転価格ガイドラインに概ね即した制度整備をしておりますが、現在、DCF法については明確な規定がないということで、法令上の取扱いが明らかではないという状況です。したがって、納税者・税務当局の双方にとって不確実性が高い状況であると考えておりますので、DCF法が明文化されるような規定の整備が必要ではないかということで現在検討を行っております。

16ページですが、これと併せて、BEPSプロジェクトでは無形資産取引に関する納税者と税務当局との間の情報の非対称性があるだろうということで、税務当局が当初の取引価格が適切だったかどうかを検証するためのツールが必要という議論が行われたところです。

具体的には、価格算定の際の予測と結果が大幅に乖離した場合、税務当局が事後の結果を勘案して当初の価格を評価することを認めることを勧告しています。ただ、これは単に実際の結果をその予測値に置き換えるというものをイメージしているわけではなくて、結果やその発生可能性などが適切に勘案されたかということ踏まえて必要な価格調整を行うというものです。

また、その適用対象についても、二つ目の枠囲みのところですが、DCF法が使われるような比較対象取引が存在しない場合で予測や前提が非常に不確かな場合などに限られます。さらに、例えば予測と事後の結果の乖離が予見不可能であった場合など、一定の場合にはその適用が除外されるということで、適用対象や適用除外要件等を整理して、対象を限定した形で適用することになっております。また、こうした制度と併せて、この無形資産取引の報告制度、更正期間の延長といったことも議論されていたところですが。

こうしたBEPS報告書における議論や、また参考②にございますが、このOECD移転価格ガイドラインにこうした改正が反映されたことによって、イギリス、オランダ、様々な国々で順次、適用が始まっているということも踏まえて、日本においてもDCF法のような前提が変動しやすい価格算定方法を整備することと併せまして、そのバックストップとして、今、HTVIアプローチと言われていますが、評価困難な無形資産取引に係る価格調整の方法を整備していく必要があるのではないかと考えているところです。もちろん、その際には、経済界の御意見もよく伺いながら検討を進めたいと考えているところです。

17ページには、BEPS報告書、また、OECD移転価格ガイドラインで、どのようにHTVIアプローチが記載されているか紹介しています。

また、18ページは、日本は特許保有数が多く、知的財産の使用料収入も増えているということで、知的財産が日本にとって重要な位置づけになっているということについて、簡単に資料を作成させていただきました。

私からは以上です。

#### ○中里会長

細田参事官、ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御意見、御質問があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

大竹特別委員、どうぞ。

#### ○大竹特別委員

二点あります。

一つは、支払金利の損金算入の上限の問題で、BEPSの方で10～30%に引き下げることですが、今、日本で50%ですが、もし仮に30%に引き下げることにすると、どのくらい影響がありそうなのかということです。それについて、何かエビデンスが既にあるのかどうかをお聞きしたいです。

もう一点は確認なのですが、移転価格税制でディカウンティッド・キャッシュ・フローを入れることについてです。現在ははっきり通達にもないので事実上できないということでしょうか。また、今の説明でよく分からなかったのが、HTVIを入れない限りDCFだけを入れることはできないという御説明だったと思うのですが、それで正しい

のかどうかを確認したいと思います。

#### ○中里会長

細田参事官、お願いします。

#### ○細田主税局参事官

実際に過大支払利子税制、50%から30%に引き下げた場合の影響は、なかなか全体のデータが限られているものではございますが、我々の手元のデータで例えば資本金が5億円以上の単体の企業のデータなどを見ても、おそらく50%を30%程度に下げたとしても対象となる方はその数%に限られるということで、影響としては限定的なものになってくるだろうと思っております。

また、そのような影響が出る方についても、既存の制度でも例えば損金算入が否定された利子について繰越しができるなど、平準化のための制度も既にありますので、そういうところでも影響は大分緩和されるのではないかと考えております。

また、二つ目の移転価格税制の方ですが、DCF法、HTVIアプローチ、それぞれの必要性についてBEPS報告書で述べられているところですが、この二つは、連関はしておりまして、DCF法にありますように、将来キャッシュフローのような不確実性の高いデータに基づいて価格算定を行う、また、税務当局側もそのデータの信頼性をなかなか評価する材料がないといった中においては、このHTVIアプローチのように、ある程度、税務当局の方が調整をする方法が有用ではないかということで、二つ併せてお示しをさせていただいているということです。

#### ○中里会長

よろしいですか。ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

では、宮永特別委員、どうぞ。

#### ○宮永特別委員

私は、まず利子控除制限に関しましては、趣旨は理解できるのですが、例えば日本国内まで全部含めた形というか、海外に出ていく海外関係者に限れば分かりやすいのですが、国内まで全部入った場合、国内のグループ内の資金調達だとか、国内は特に長期の資金調達だとか、様々なことで企業の成長政策、戦略だとか、グループ全体のバランスとか考えたときに説明できないなかなか難しいところがありますので、国際関係、海外の関係者などそういうものとある程度限定してきちんとやるべきではないか、少し慎重にやるべきではないかという感じがします。それが一つです。

やはり何となく明らかにおかしい、少し変な海外への利子や、海外からまた利子を取ったり、逆に払ったりしているのは良くないと思うのですが、国内で様々な努力をした結果の資金調達だとか、それをそれぞれ融通し合っていることについて、もう一つはそれぞれポートフォリオマネジメントだとか様々なことで、企業の場合、事業の各製品、いろいろ持っている企業群の中とか、そういう事業の経営のやり方によって

短期の回収サイクルとか中期回収サイクルとか長期回収サイクルというものがあつたときに、必ずしも利子がどういう形で出ているのかもまちまちで様々なところがございいますから、一律にいろいろな形で考えるのでは危険ではないかという感じがしております。

もう一つ、移転価格のところ、確かに何らかの評価方法があること、これはHTVIなどこういうことは必要なのですが、私たちの肌感覚からしますと、実は普通、特殊なグループ内での取引でそういう無形資産を無理やりIPというか、そういうものを移して何となく節税するということがあるかもしれません。しかし、普通は企業間、例えばある会社が合併の事業を作つて企業を買収したりしたときに、IPは、まず無形資産の場合、よほどのノウハウとか一番守りやすいところに置くのです。知的所有権などそういうものを一番安いところに移すのはよほど特殊な業態の人たちで、私ども、自分たちが持っている知的所有権の一番コアのところ、日本から動かすことは絶対ないわけです。

また、グループ内のある会社に移すこともないです。自分の中心に絶対置いておくと思うのです。本能的にそのようになっていて、それを動かせるというのは非常に特殊なことが起こっていると考えていただいた方がいいのではないかという感じがします。

もう一つは、後から増えたということは、よほど特殊なスキームでやらない限り、増えるのは例えばある知的所有権を買いました、AさんとBさん、全く独立した企業同士で売り買いが行われた場合は、AさんがBさんから買った場合、Bさんがその知的所有権を使ったよりも必ずAさんが使った方が価値は余分に生ずるはずだという前提で買うわけです。移転がなされる。そのとき、どんなことがあってもBさんは必ず高く売ります。

だから、そのときに、それよりもさらにうまくやった場合というのは、よほどなシナジーを持っていて、それは利益に必ずつながっていつていきますから、課税できると思うのです。そういう面では、余り必然性がないのにグループ内で何か動いた。それから、どこかに行ったようなときは気をつけるべきですが、そうでない場合には割とそういうことはあまりないのではないか。逆に、それを一生懸命やっていると何かおかしいことになるのではないかなという懸念も少しあります。

もう一つ、そういう評価制度を入れるのは合理性を保つという面でいいと思いますが、例えばDCFで考えた場合、DCFは将来の利益がどうなるかという、それはほとんど私たち、なかなか予想できないのです。ほとんどの場合、我々、M&Aなど様々なことをやるのにDCF法も使いますが、今までやってきた今の持っている無形財産、インタangibleなIPを含めたノウハウなど様々なものは、それは既にその企業の過去何年間かのEBITDAにほとんど表されているはずで、それに対するマルチプルをその業界の特性として幾らぐらいのレンジにして、将来の掛け率からみたらどうだというような形でや

って、それとDCFは参考にするという形でやっていますので、その両方の中で大体、産業ごとにほぼ常識的なレンジがあると、ハイバリューで評価された場合は問題ないと思いますが、ローバリューの場合、やはりそれを極端に超えた場合だけみるなど、そういうことが必要なのではないかという感じがします。

以上です。

#### ○中里会長

細田参事官、これは国内利子とIPについての御意見ですね。

#### ○細田主税局参事官

そのような御意見もあるかと思えます。貴重な御意見です。我々も経済活動の影響などもよく見ながらやっていかなければいけないと思えますので、こういった様々な御意見をいただきながら制度を考えてまいりたいと思っておりますし、また、移転価格の実務についても、現在の評価の実務なども踏まえて考えていかなければいけないと思っております。

いずれにしても、既存の価格算定方法で対応できているものについてはそのまま、さらにこのDCF法というものを必要とところに加えていくということだと思っております。様々な御意見を踏まえながら考えてまいりたいと思っております。

#### ○中里会長

企業サイドからの様々な御意見は丁寧にお聞きして制度を仕組んでいくということが必要だと思えますので、それはなさっていると思えますが、引き続きよろしく願いたいと思います。

他にいかがでしょうか。

では、野坂委員、どうぞ。

#### ○野坂委員

意見と質問であります。

まず意見は、一定のルールの基で多国籍企業がある程度のタックスプランニングをするのは企業の戦略上、ある意味、当然ということだと言えます。ただ、一方で、税務当局が十分にカバーし切れない分野で行き過ぎたタックスプランニングが行われていることはなかなか容認しがたい問題であって、それは私ども政府税調で2年前の紹介いただいたような論点整理の中でも指摘されているように、BEPSの勧告に基づいて速やかに見直す必要がある。その立ち位置は現在も変わっていないと思っております。

ただ、諸外国がBEPSの勧告に基づいて様々な対応を急ぐ中で、日本がもし遅れるようなことがあると、返って日本が利用されかねないという危険があるのだと思うのです。その意味で、御紹介いただいた9ページ、10ページの我が国における利子を用いたBEPS事例、これは大変参考になる事例だと思うのですが、ここで質問です。これは過去、実際の事例を抽象化したものだということですが、こういった日本の法人を利用した形で、海外の企業がこのような形でいわばタックスプランニングをしている事

例が最近目立って増えているのでしょうか。税務当局なり、あるいは財務省で把握している範囲で結構です。

と言いますのは、もし、日本の対応が遅れた場合、こういった事例がより増えてしまう恐れもあるのかと懸念するのでありますが、その点について教えていただければと思います。

以上です。

**○中里会長**

細田参事官、お願いいたします。

**○細田主税局参事官**

増えているか、減っているか、なかなか定量的なものはないのですが、ただ、各国でこういう形でBEPSプロジェクトの勧告に沿った制度の見直しが進んでおりますので、そういう意味では、このようなタックスプランニングに対する対応が遅ければ、こうした事例というのは、これから増えてきてもおかしくないのだろうとは思っているところです。

**○中里会長**

それでは、田中特別委員、お願いします。

**○田中特別委員**

中小企業は回避するようなことを企めるとは思えないのですが、実際に日本の銀行から借り入れて通常にグループ内に展開するといったようなことについて、同じような尺度で足枷をはめられるというのは、もしそうであれば影響があることだと思いますので、なるべく正當にやっている事業に対して影響のないような取組みなり考え方を取り入れていただきたいと思います。

以上です。

**○中里会長**

では、細田参事官、どうですか。

**○細田主税局参事官**

御意見をいただきまして、我々としてもよく考えてまいりたいと思っております。

**○中里会長**

当然に正當なものには影響が及ばないようにお考えになるとは思いますが、ただ、御心配であるということですね。分かりました。

さて、他によろしいのでしょうか。ありがとうございました。

それでは、今の委員の皆様の意見を総合しますと、本日議論した利子控除制限制度と移転価格税制については、2015年にBEPSプロジェクトに国際的に合意した後、諸外国において対応が進んでおり、日本においても、先ほどもお話がありましたが、経済活動への影響にも十分配慮しつつ、見直しに向けて検討する、こういうことが必要だということかと思えます。

財務省においては、本日の議論をしっかりと踏まえ、実情を把握した上で検討を進めていただきたていと思います。

それでは、次に納税実務に入りたいと思います。

これは専門家会合における議論の状況について、座長の岡村委員から御報告いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

## ○岡村委員

納税環境整備に関する専門家会合の議論の状況について説明させていただきます。

資料については、総20-3をご御覧いただけますか。

まず1ページ目、中段の「今般の」というところから始まる段階ですが、この専門家会合については、総会におきまして、新たな経済活動を行う納税者等が自主的かつ適正な申告を行うことのできる環境の整備に向けて引き続き議論を行っていく必要があります。そして、その検討に当たっては、仮想通貨やシェアリングエコノミーをはじめとする様々な分野に関し、税制以外の制度的な枠組みや実際の取引慣行、業界の自主的な取組み、さらには国税当局における実務上の課題なども考慮する必要があるとされたことを受けて設置されたものです。

この専門家会合の目的は、外部有識者の意見も聞きつつ、総会における議論の素材を整理する場ということであり、10月24日以降、計3回にわたり、会合を開催しました。その中で、日本仮想通貨交換業界やシェアリングエコノミー協会から、各業界の概況等についてお話を伺うとともに、マイナポータルの活用に関して野村総合研究所からの説明も受けました。

この資料は、その3回の会合における議論の状況を報告するものですが、このページの下から二番目のパラグラフにありますように、自主的な適正申告の実現に向けた方策を検討するに当たっての基本的な視点や考え方については、専門家会合として一定の整理を行う一方で、考えられる方策やその留意点については、委員や外部有識者から出された様々な意見を並列して御紹介するような形式をとっております。

さて、具体的な内容ですが、2ページ目を御覧いただけますか。

「1 新たな経済取引の概況等」として、主に業界団体からのヒアリングで説明された事項をまとめております。例えば「(1) 仮想通貨取引」についてですが、この二つ目のポツ、仮想通貨交換業者には資金決済法による登録制が導入されており、また、口座開設時における本人確認等が義務づけられているといったことを述べております。

一つ下のポツになりますが、税務に関することとして、仮想通貨交換業者は、税務当局から任意の協力による情報の提供を求められることもあるとのことですが、そうした情報提供について、顧客とのトラブルを懸念する交換業者もいるといった説明がありました。

次に「(2) シェアリングエコノミー」になりますが、3ページ目を見ていただ

ますか。上から二つ目のポツですが、プラットフォーム事業者が保有している情報は、事業者ごとにかなり異なっているという実態についての説明を受けました。

また、3 ページの一番下のポツになりますが、プラットフォーム事業者に対する規制等を検討するに当たっては、海外事業者とのイコールフットイングが重要であるという点についても説明を受けました。

3 ページの一番下の段から「2 現在の取組」ということで、主に事務方から説明のあった事項を記載しています。これにつきましては、これまでの総会における事務方の説明と重複する部分が多いので詳細な説明は省略したいと思いますが、例えば4 ページの下から三つ目のポツになりますが、国税庁が仮想通貨交換業界と協力して開催している仮想通貨取引等に係る申告等の環境整備に関する研究会についても書かれています。

5 ページでは、上から3 行目ぐらいにあります。仮想通貨交換業者が統一された様式の年間取引報告書を顧客に提供するという自主的な取組みについて、次期の確定申告に向けて準備を進めていることを紹介しております。

次に「3 自主的な適正申告の実現に向けた更なる方策」について御説明をさせていただきます。

まず「(1) 基本的な視点・考え方」として、専門家会合でおおむね一致した意見として次のような視点・考え方があったということで記載をさせていただいております。ここは順番に読ませていただきます。

まず「新たな経済取引の普及拡大は、我が国の経済成長を実現するに当たり重要な役割を果たすものであり、当該分野の健全な発展を図る観点からも、個々の取引を行う納税者が簡便かつ適正に申告できる環境を整備することが必要である」。

次に「そうした分野における適正課税を実現するためには、まず、納税者が自主的かつ適正な申告を行うことのできるよう、必要な情報の提供を行ったり、各種の情報を一元的に集約し、より簡便に電子申告が行えるよう、マイナポータルを活用したシステムの整備を進めたりするなど、官民が協働して環境の整備に取り組んでいく必要がある」。

「そのような環境を整備すれば、多くの納税者が誠実に申告を行うことが期待できる一方、中には意図的に適正な申告を行わない者もいると考えられる。納税者間の課税の公平性を確保する観点から、特に高額・悪質な無申告者等に関しては、税務当局が的確に情報を把握した上、厳正な対応を行う必要がある」。

「自主的な適正申告を実現する観点から、取引の仲介者（仮想通貨交換業者、プラットフォーム事業者等）をはじめとする事業者に協力を求める場合には、当該事業者には過大な負担を課したり、国内の事業者と国外の事業者との間で競争条件に不合理な差異を生じさせたりすることのないよう配慮することが必要である」。

「また、例えば、インターネットを通じた取引とそうでない取引など取引形態の違

いによって規制にも差異があるという場合、消費者や売主・貸主・役務提供者等が規制の小さい形態を選好するなど、その行動に歪みをもたらし、当該経済分野の健全な発展に影響を及ぼすといったことにもなりかねない点にも配慮が必要である」。

「なお、働き方の多様化等を背景として新たに確定申告が必要となる納税者が増加していくことを踏まえれば、働き方に中立的であり、かつ、簡素な税制の構築を進めるといった観点も重要と考えられる」。

以上の六点を基本的な視点・考え方としてまとめさせていただきました。

専門家会合では、こうした視点・考え方を踏まえ、自主的な適正申告の実現に向けたさらなる方策として、どのようなことが考えられるか、また、それぞれの方策を検討するに当たってどのような点に留意する必要があるか等についての意見交換を行いました。

冒頭にも申し上げましたが、この部分については委員や外部有識者から出された様々な意見を列記したものとなります。可能な限り多くの意見を記載するように努めたところではありますが、いずれにしても、専門家会合として何らかの方向性を出すものではないということについて御留意をいただければと思います。

それでは、「イ 納税者に対する更なる情報提供及びその活用」ということで、6ページ目を御覧ください。

ページが次にまたがるのですが、最初の四つのポツは、仮想通貨取引やシェアリングエコノミーについて仲介者が保有する情報を活用して簡便な申告をすることができないかというような意見が記載されています。

例えば7ページ一番上のポツ、プラットフォーム事業者が提供するマッチングサイトでは、通常、自分の取引記録、ユーザーの取引記録が確認できるのですが、そのデータを汎用的な形でダウンロードした上、自動的に所得の計算ができるようなソフトを入れることができないかといった意見がありました。

また、その二つ下のポツになりますが、そうした仕組みを構築するためには、プラットフォーム事業者、ソフト開発業者、国税当局の三者が連携を密にして取り組んでいく必要があるといった意見も記載しております。

これに対して、こうしたデータを活用した簡便な申告は、仮想通貨など新しい経済取引に限らず、例えば原稿の執筆とか講演の報酬といったその他の所得に関しても実現できれば望ましいのではないかといった意見もありました。

例えばこのページの下から四つ目のポツになりますが、マイナポータルと連携した民間送達サービス、データを送達するというサービスですが、これを活用して、仮想通貨取引の情報や報酬・料金等の支払情報といったものも一元的に入手できる仕組みができれば簡便な申告が可能になるのではないかといった意見や、さらに進んで、国税当局が法定調書で得ている情報についても納税者に還元されれば望ましいのではないかといった意見もありました。

一方で、あくまで申告納税制度が前提なので、納税者による補完入力などが必要であろうといったような意見もございました。

8ページになりますが「ロ 税務当局による必要な情報の取得等」ということで、税務当局が高額・悪質な無申告者等の情報を把握するための方法についても意見交換を行いました。

まず前提として四つ目のポツに書いてありますが、仮想通貨取引やシェアリングエコノミーについては、法定調書など現行の枠組みでは対応が難しいといった指摘がありました。一方で、その下にあるように、これらの取引は仮想通貨交換業者やプラットフォーム事業者といった仲介者が間にいるという特徴があることから、それらの仲介者に法定調書の提出を求めるということが考えられるのではないかとといった意見がありました。

ただ、新たな法定調書を入れるとなると事業者の負担がそれなりに大きいので、現時点では慎重な検討が必要ではないかといった意見や、また、法定調書については、例えば金地金の調書がそうなのですが、原則として一定の提出基準額が設けてありますので、その基準を下回るように小口に分割して取引を行うことによって調書の提出対象となることを免れ得るといった限界もあるのではないかといった意見もありました。

法定調書以外としては、情報照会という手段はどうかといった意見がありました。これは、事業者が通常保有する情報の範囲内で税務当局がその照会を行うというものですが、現行の実務上も任意の協力を求める形で既に行われていることではあります。この情報照会について税務上の根拠規定を明確化すれば、最初の方で申し上げたような事業者が顧客とのトラブルを懸念するといった問題も解消されるのではないかといった意見がありました。

また、高額・悪質な無申告者等を特定するため、担保措置を伴った実効的な形で事業者に対して情報の照会を行うような枠組みを検討する場合には、慎重かつ適正な運用を求めるという観点から、照会できる場合や照会できる情報を必要最小限の範囲に限定するとともに、不服申立てを導入することが必要ではないかといった意見がありました。

なお、こうした情報照会に関する国内法の整備については、国内外の事業者のイコールフットイングにもつながるといった指摘もあったところです。これは9ページの一番最後のポツになります。

そして、最後に「ハ 源泉徴収等」ということで、仮想通貨交換業者やプラットフォーム事業者に源泉徴収義務を課すことができないかといった点についても意見交換が行われたのですが、プラットフォーム事業者は多くの場合、通常、源泉徴収義務をかけている「支払をする者」には該当しないということや、源泉徴収税額についてはグロスの支払額を基準とせざるを得ないということなどをどう考えるかといったような議

論が行われたところです。

以上、専門家会合における議論の状況を駆け足で説明させていただきましたが、仮想通貨やシェアリングエコノミーという言葉は数年前には聞くことのできなかつた言葉だと思います。一方で、昨年、この税制調査会総会で取りまとめられました中間報告、これは経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②というものです。ここでも指摘されておりますように、現行の枠組みや制度は従来型の経済取引を前提として作られているものが多く、新たな経済取引の実態に十分追いついていない面があります。今般の専門家会合における議論の中で、そのことを改めて実感いたしました。

繰り返し申し上げますが、この資料で述べられている様々な方策は、あくまでも、このような意見があったというものですので、本日、御出席の皆様の中にも賛否両論、様々な御意見があろうかと思えます。ただ、議論の素材を整理するという専門家会合の本来のミッションは一定程度果たすことができたのではないかと考えております。こうした素材を踏まえ、総会において引き続き有意義な議論を行われることを期待しまして、私の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

#### ○中里会長

岡村委員、ありがとうございました。

それでは、今の御報告について、委員の皆様から御意見、御質問があればお願いしたいと思えますが、いかがですか。

では、井伊委員、どうぞ。

#### ○井伊（雅）委員

おそらく、この専門家会合が開かれた背景に、仮想通貨やシェアリングエコノミーのことが話題になったからだと思うのですが、今回お話しを伺った印象では、課税する側がどのように税を捕捉するかという視点が割と強くて、納税する側の環境整備という視点が少し弱いかなと思えました。

人生100年時代と言われながらも、高齢者の10人に1人が認知症など認知機能が低下していると言われていて、様々な手続きが高齢者にとってより困難になると思えますので、ICT化などでどのように取り組んでいくかという視点。あと税調で以前、申し上げたと思うのですが、例えば年金からの所得税徴収のあり方など、納税する側にとって便利で簡素である納税環境という視点をもう少しまた次の機会に議論していただければと思えました。

以上です。

#### ○中里会長

医療にお詳しいので、そちらからも大切なことですね。ありがとうございました。

土居委員、どうぞ。

#### ○土居委員

私は専門家会合に加わらせていただいた立場であるので基本的にはこの岡村委員のおっしゃったとおりということなのですが、井伊委員がおっしゃった点は私もそのように誤解されることを懸念していることでありまして、それを私は専門家会合でも申し上げました。

おそらく文章の中では8ページの下から三つ目のポツのところに収められたのかと思うのですが、私がこれは直々にこの文章を書いたわけではないので、私が述べたことと平仄が合うところはここぐらいしか見当たらないので、これかなと思ってはいるのですが、ここだと、そういう井伊委員が御懸念されることに対して、そうではないということを行うには場所があまりにも中途半端過ぎるというか。

つまり、なぜこの議論をしているかといえば、あいにく、今の税制、法定調書の仕組みでは、仮想通貨やシェアリングエコノミーに対して十分対応できていない。それが逆に既存の枠組みで、きちんと情報を提供していて適正に納税している方々との間での不公平が生じることがあるという恐れがあるので、そういう意味ではしっかりそこは同じ所得を得た方には適正に申告などをしていただいて納税していただくということが必要なのだと、だから、こういう議論になったのだ。

別に仮想通貨やシェアリングエコノミーに狙い撃ちにするように何か新たな仕組みを入れることをやりたいから議論したというわけではないということは、私はそういう立場で議論をさせていただきましたし、そのようなことがはっきりメッセージとして国民に伝わるような形で議論が今後続けられることを願っております。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

それでは、大竹特別委員、お願いします。

#### ○大竹特別委員

すごく有益な情報だったと思います。6ページから7ページに、納税のために取引情報を顧客に提供してもらおうというのは良いアイデアだと思います。ただ、幾つか課題があると思います。企業がそのような情報を顧客に提供してもらおうことを進めるために、行政手段として何ができるのか。企業にそういった情報提供サービスを義務づけるところまで行くのか、それとも、そういったサービスがあるところは、より使われるようになることを企業間の競争を通じて促していくのか、という議論がもう一步、必要かと思いました。

例えばそういうサービスを提供している企業を国が公表するというのも一つです。ただ、そのようなサービスが納税者に望まれるかどうかは別の話です。したがって、サービス提供者を政府が公表すると同時に、納税しない場合の罰則があるとか、政府の調査権限があるといったことがないと、誰もそれを使わないという形になるかと思えます。

そこまでやった上で、そういった情報が自動的にマイナポータルに入ってきて申告

が簡単になるというのであれば、多くの企業がそちらを選んで、顧客もそういったサービスを選んでいくという形になると思います。そうすれば、井伊委員がおっしゃったような納税の手続きが面倒だという人についても、自動的な納税情報提供サービスが好評になると思います。やはり、きちんと申告しないと罰則が厳しいという状況にならないと、このようなサービスが広まらないのではないかと思います。

以上です。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

それでは、神津特別委員、どうぞ。

#### ○神津（信）特別委員

私の方では、マイナポータルを利用した申告の仕組みと、国と地方とで国民の所得情報をどのように取得するのかという論点について、お話をさせていただきたいと思います。

8ページの上から三番目のポツですが、例えば給与支払情報は国税当局よりも地方税当局の方が多く保有し、国は全体を入手していない状況にあるというところです。

企業の側は全従業員について給与支払報告書を各市町村に報告することになっていますので、各市町村は、全給与所得者の所得情報を揃えているところです。

一方、国の側はどうかというと、その年中の給与等の支払額が、役員の場合は150万以下、弁護士・税理士等の場合は250万円以下、その他の方は500万円以下であれば、源泉徴収票の税務署への提出義務がなく、その部分は国が情報を揃えていない状況になっておりまして、そういうことがポツの三つ目に中心的に書かれているのではないかと思います。

ここで、現行制度の地方が全給与所得者の所得情報を把握しているという基本的な仕組みは変えることなく、地方の情報を国の側が共有できるという形で利用できるようにしてはどうかと思う次第です。

給与については、そういうことですが、一方、報酬・料金の支払調書はどうなっているかと申しますと、何度かこの会合でも申し上げておりますが、例えば原稿料や講演料等に限定しますと、年間5万円以下は税務署長に提出する必要がなく、5万円超のものは税務署長に提出するのだと。いわゆる受給者本人に対しては提出義務がないのですが、実務ではそれをサービスでやっていて、それが適正な申告に非常に寄与しているということです。

これは一つの御提案ですが、そういう報酬・料金等の支払情報がマイナポータルの中に入るような仕組みになればよいということを何度か申し上げていますが、支払者の企業は、今は税務署に提出するとなっていますが、これをクラウドに上げるようにし、そのクラウドからマイナポータルを通じて納税者自身が情報を取得して、それを見ることによって自分の確定申告等に使う。国の側も同じようにクラウドでもって、

納税者の申告状況等を確認することで調査等に利用できるということで、そこでほとんど完璧に国の側、地方の側、納税者本人の持つ情報のイコールフットイングができるという仕組みになります。

そのようなことができれば、今、スマホで申告とかいろいろと言われていますが、そういうことの実務に非常に正確性が担保される。また、納税者の利便性も担保されるということで申し上げたいと思います。

以上です。

#### ○中里会長

非常に詳細な御説明、ありがとうございました。

それでは、田近委員、お願いします。

#### ○田近委員

神津特別委員の御意見と大分重複して、それをフォローアップする感じですが、今回の報告、どのように読むかということと全体の流れで、タイトルが経済社会のICT化に伴う納税環境のあり方。たまたま仮想通貨業者やシェアリングエコノミーのプラットフォームあるいは働く人、それにどのように課税するかということが出ているので幅の狭い議論をしているようですが、今、御指摘があったように、税調としては、まさにこのとおり、経済社会のICT化に伴う納税環境について、これからちゃんとやっていこうというある意味でキックオフみたいな報告だと。その意味では、言いたかったのは、決してこれは仮想通貨とかシェアリングエコノミーだけを対象にしたものではない。より大きなデジタルエコノミーの課税を進めていこうというものでキックオフだ。そういう観点からみると、よく書けているところもある。

神津特別委員の発言と少し重複してしまっただけで申しわけないのですが、7ページの五段目の報酬・料金等の支払調書については、今、神津特別委員がおっしゃったのはここですね。本人交付が事業者に義務づけられていないのだが、写しは事業者に渡されているということです。こういうのもデジタル化が進めば便利ではないかということです。

あと大切なのはその下だと私は思うのですが、マイナポータルと連携した民間送達サービスを利用して、仮想通貨もできれば報酬・料金の支払情報も一気に手に入るということで、だから、日本としては我々のデジタル社会の納税環境整備については、マイナポータルがあるわけだから、それをフットワーク良くしてやっていきましょう。将来的には、国税当局が法定調書から得た情報についても納税者に来る。したがって、我々の得た所得はマイナポータル、国税当局を通じてできます、こういうことをやりましょうということで非常に前向きなのかな。

8ページの「現在」というところですが、これが神津特別委員のおっしゃったところで、給与所得情報は、国よりも地方が持っているのだから、それも国に吸い上げてしまえということですね。だから、報告書自身としての私の評価は、そういう意味で

日本のデジタル経済における納税環境を整えるということで分かりやすく大切だったかな。

それでは、具体的に仮想通貨の方のプラットフォームに対してどのように課税するかというのは8ページで、これは私の意見でもあるのですが、一方ということで、この仮想通貨交換者、プラットフォーム事業者に対しては、彼らの持っている情報を提供してもらって、法定調書を提出してもらってはどうか。法定調書を提出してもらうのだからということで、9ページの二つ目のブレットで、仮想通貨取引やシェアリングエコノミーについては、取引の仲介業者が存在するのだから、そこから源泉徴収だ。

さらにおもしろいのは、10ページのブレットの二ですが、ここも重要だと思うのです。シェアリングエコノミーにおける役務提供の形は多種多様だから、そうすると、今度、給与所得者ではないのだが、給与所得に該当するようなものなのだから、新しい所得カテゴリーになるのかもしれませんが、そこも源泉徴収ということで、全体としてはこれからおそらく税調で納税環境整備をしていく上で非常に我々のプラットフォームになったような気がします。

以上です。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

これは岡村委員、結論を述べたものではなくて議論を紹介したものということですね。

#### ○岡村委員

もう少しフォーカスした方が良かったのかもしれませんが、こういうことで。

#### ○中里会長

一応、それは確認しておいた方がよろしいかと思いましたが。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。御意見ありがとうございました。

経済社会の変化に応じて納税環境を整備していくことは、当然のことですが、これは極めて重要な課題だと思います。専門家会合など先ほどの総会での議論では、自主的な適正申告を実現するための方策として、実に様々なアイデアを出していただいたところですが、これは実務的な面の課題も含め、中期的な検討を要する方策も多いと思いますので、当調査会として、この問題については引き続き丁寧な議論を行っていく必要があるというように考えております。

他方、制度面・運用面ともに、可能な方策については着実に取組みを進めていく必要があるかと思っています。そうした観点から、財務省や国税庁においては、順次、具体的な検討を行っていただくようお願いしたいと思います。

納税実務はこれでよろしいと思いますが、次に、自由討議に入りたいと思います。

自由討議に先立ち、前々回の総会、第18回総会において、相続税・贈与税について

幾つか御質問があったかと思しますので、財務省から説明をお願いしたいと思います。

税制第一課山下主税企画官、よろしく願いいたします。

### ○山下主税局税制第一課主税企画官

それでは、表紙に総20-5とあります資料に沿って御説明をさせていただきます。

2ページを御覧いただきたいと思いますが、まず土居委員から御下問いただきました関係で、相続税・贈与税の非課税財産あるいは課税価額の減額の特例、こういったものがあるか全体像をとということでした。

まず相続税ですが、御覧のように非課税財産、減額特例、その他ございますが、通常、論点になり得るところは、特に租税特別措置法による特例措置でございます。●のところでございますが、代表的なものを幾つか御紹介しますと、真ん中の下の課税価額の減額特例のところの、いわゆる小規模宅地等の課税の特例です。また、※書きになりますが、下のところで、農地や非上場株式、いわゆる事業承継税制ですが、納税猶予の特例があるということです。

3ページですが、同様に、贈与税につきましては、こちらも基本的に非課税財産が多々あるということなのですが、特に下のところの●、住宅取得等資金の贈与の特例。また、これは前々回、御説明をさせていただいた内容ですが、教育資金の一括贈与、結婚・子育て資金の一括贈与の非課税の特例があるということです。また、相続税と同様に※書きのところ、納税猶予の特例もあるということです。

4ページです。こちらは野坂委員から御下問を頂戴しました相続時精算課税について、どの程度の利用状況なのか、また、それについてどう分析しているかという御下問です。利用状況の数字ですが、直近のところ、一番右端で例示させていただくと、まず件数ベースでは折れ線グラフのところ、水色の43万件というのが直近の課税件数全体。これに対して、相続時精算課税が下のラインの4.5万件ですので、おおむね件数ベースで1割程度。また、取得財産価額のベースで見ますと、帯グラフでして、全体が2兆円程度のベースに対して、相続時精算課税、黄色が0.6兆円で3割程度ということです。

これについては、御覧のように導入当初から見ますと、ある時点から減少しておりまして、特に20年度から21年度、22年度の辺りで、件数ベースで御覧いただきますと、金額もそうなのですが、低下をしております。ここは因果関係まで分析できている、検証できているというものではございませんが、一点、参考になり得る要素として5ページを御覧いただきますと、こちらはちょうど21年度から住宅取得等資金の贈与税の非課税措置が導入されておりまして、右下のグラフを御覧のように、21年度、初年度から22年度にかけて7万件程度に増えて、それが推移しているということですので、一つあり得る要素としては、こういったものを選択する中で相対的にということもあり得るかと思えます。

6ページです。こちらは林特別委員から頂戴した御下問の関係でして、相続財産の

多寡と所得の関係です。これはそれ自体の実際のデータは国税庁の方にもないということですが、一つ参考になり得るものとして、こちらは国土交通省の土地基本調査のデータですが、相続・贈与により取得した現住所の敷地の面積とその取得をした方の年間収入との関係がどうなっているかということとして、御覧のとおり、より高額な収入階級に属する方が、より広い現住所敷地を相続で取得する傾向があるという状況です。

あと御質問の関係では、林特別委員からは、資産税の徴税コストがどうなっているかという御下問も頂戴したのですが、国税庁に確認しましたところ、税目別というのはなかなか共通業務なども多々あるということで難しく、算定をしていないということでした。

一方で、それに先立って山田特別委員からも御意見、御発言を頂戴した観点ですが、相続税につきましては27年の相続開始分から課税ベースが拡大をして課税件数が増加した。この状況に対してどういった対応をしているかということにつきましては、まず一つは、課税件数の増加に対して、いわゆる実地調査のみならず、それ以外の例えば書面照会であるとか電話、来署依頼による調査等々といった様々な手段を効果的に組み合わせて活用することによって、効果的、効率的な対応を図っている。また、一方で、富裕層への対策も当然重要という認識のもとで適正課税の確保の観点から、富裕層に対する管理、調査の充実、さらには富裕層を対象としたプロジェクトチームを各国税局に設置をして重点的に取り組むといった対応を講じているというように国税庁からは聞いております。

続きまして、資料に戻りまして7ページです。こちらは前々回の御説明の中で、いわゆる資産移転の時期に中立的な税制、こちらを老老相続の進展という状況の中で、どうやって、今後、中期的に志向していくかという御議論の端緒としまして制度の国際比較を御説明させていただきましたが、いろいろと様々な切り口、盛り込んだ資料でしたので、今回、特に時点に対する中立性という切り口に焦点を当てて資料を簡潔に再整理させていただきました。

御覧のとおり、日本の現行制度、下の二段ですが、原則としてあります暦年課税の場合だと、相続税については基本的には相続財産に対してかかる。それに対して贈与税については相続税の累進回避を防止する観点から、別途の高い税率を暦年単位で課税をする構造である。これに対して、対極的にあるのが一番上のところ、米国あるいはシャープ税制で生涯累積の一括一体的な課税であるということとして、究極的にこういったところを志向していくのか、あるいは一番下のところ、日本の場合ですと、精算課税制度ということで、こちらを選択していただければ一体的な課税という形になっているということです。

こちらに関連しまして、前々回、田近委員から一点御指摘いただきましたのが、このアメリカ型のタイプと日本の精算課税がキャッシュフローで見た場合に、やや違い

があるのではないか。日本の場合、最後にどかんと来るのではないかという御指摘も頂戴したのですが、こちらは実態として考えますと、基本的にはいずれの制度も随時、生前贈与にせよ、相続にせよ、発生時点でそれに応じた課税をしていくことは同様ですが、ただ、最初のスタートの時点では控除がございますので、そこまではかからないということと、あとは税率の構造が一体の場合と、日本の場合、精算課税、贈与については20%ですので、その移転のタイミング、ボリューム、それに依拠てかかり方が多少なりとも違ってくるという意味では全く同じではないのは事実です。

御説明は以上です。

#### ○中里会長

山下企画官、ありがとうございます。

最初に私から御質問があるのですが、この資料の2ページ、相続税の非課税財産、相続税法の12条だと思いましたが、これは1号だったと思いましたが、皇室経済法の規定により、皇位とともに皇嗣が受けた物とございますね。3ページの贈与税の方にはそれがないわけですが、これについてはもう対応ができているということでしょうか。

山下企画官、どうぞ。

#### ○山下主税局税制第一課主税企画官

制度的には、これは対応済みです。

#### ○中里会長

大切なことですので、お尋ねさせていただきました。ありがとうございます。

それでは、今、御説明のあった点に関して、さらに御質問があればお願いしたいと思いますが、この点、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、この点に関してはよろしいということで、それでは、相続税・贈与税に限らず、委員の皆様から自由に御意見を賜りたいと思います。いかがでしょうか。

#### ○土居委員

相続税・贈与税に関しての御説明、どうもありがとうございました。私から申し出ていた点についてもお答えいただきまして、ありがとうございます。

まさに基礎控除というのはあるのですが、課税対象となったものから、相続税であれ、贈与税であれ、いきなり10%で課税されるという形になっているということですので、できるだけ課税されないようにしたいという思いがかなり強いというところはあると思いますし、だから、大衆課税にならないように今まではできるだけ基礎控除を大きくするとか、非課税にする対象を広くするとか、そのような形で対応して、少ない方しか実際は課税されない形で相続税・贈与税がこの国で機能していたということですが、この税調でも議論しているように、資産再分配の機能の確保とか、老後扶養の社会化の進展を踏まえた遺産の社会還元とかということを相続・贈与税でどのように実現していくかということとは中長期的な課題として重要だと思いますので、ぜひ

引き続き、この会合でも議論を続けていただきたいと思います。

そういう意味で言いますと、資料5の中では、むしろ相続税と贈与税との間の中立性をどのように確保するか。生前贈与を選ぶとより重く課税され、相続時に受け渡すと税負担が軽くなるということがないような形でできるだけ中立的にするという議論をより早目に議論する方が時宜にかなっているというところはあるのかと思います。

資産課税についてはそのぐらいなのですが、所得税に関しては、先ほどの納税環境整備の話とも関係はするのですが、やはりマイナポータルを積極活用するという方向で、まずは国民の皆さんに税務手続の電子化の恩恵ができるだけ早期に、かつ手応えのある形で実感していただけるような、そういう取組みを着々と進めていただきたいと思います。

今の段階だと、なかなか情報が一元的にとあるところを集められるとプライバシー、今、しかもプライバシーというのはカタカナのプライバシーと言うべきだと思いますが、カタカナのプライバシーが侵害されるのではないかという懸念を持つ国民の方々もおられると思うので、その裏腹の関係というのはやはり利便性。情報が一ところ集まっているからこそ簡素に、かつ即時に手続きができるという便利さを実感していただくと、多少懸念はあるかもしれないが、しっかりセキュリティーを確保していただいて、プライバシーも保護していただいて、そして、マイナポータルで簡素に手続きを進められるようにするようしていただいた方が最終的には社会全体としても国民にとっても望ましいものになるのだらうと思いますので、そういうことができるだけ多くの国民に共感してもらえらるような形で進められるといいのかと思います。

所得税に関してはもう一つ、この秋のセッションでも議論した話では、働き方やライフコースに影響されない公平な制度ということであります。この話は、早いうちにそういう仕組みになるように所得税制を改めていくということをしっかり議論していただきたいと思います。もちろん、当然、所得税の議論をすると、自分は増税になるのか、減税になるのかという話になり、ある種の誤解が先走って増税になるのではないかと懸念して反対するというようなことが起きなくはないので、なかなか二の足を踏むようなことなのかもしれませんが、あまりそういう躊躇をしていると、人生設計にも関わるような部分での税制なので、TEE型であれ、EET型であれ、国民に広く資産形成をしていただく上で選択肢が多く得られるようになり、かつ、不適切に非課税措置をする必要はないので、経済力がある人にまで非課税措置を提供するという必要はないと思いますので、その辺りのバランスも所得税制の中でとっていくことは必要なのではないかと思います。

とにかく、今後、中長期的な課題を早期に我々のこのメンバーで議論して、できるだけ早く国民に選択肢を提示して国民的な関心を呼び、国民的な議論、合意形成に資するような形で、この税制調査会でも議論していただくべきだというように思います。

以上です。

## ○中里会長

この自由討議、委員の皆様から御意見を賜りたいということで今行っているわけですが、これまでの議論を振り返りながら、年明け以降、総会や専門家会合で議論を進めていくに当たって、これまでの議論に追加して留意すべき論点など、この際、委員の皆様と共有しておくべき点を中心に御意見を頂戴できればということで、この時間を設けたわけです。なお、本日欠席の佐藤委員から意見書の提出がございました。この点も加えておきます。

それでは、他の委員の皆様、いかがでしょうか。

大竹特別委員、どうぞ。

## ○大竹特別委員

私は二点あります。

一点は、少し細かい話なのですが、退職所得課税で、今、EETかどうかという議論がありました。税制上の優遇措置をどうするかということも大事なのですが、税制上の優遇措置で動く人は、もともと結構恵まれている人が多い可能性があるということです。税制上の優遇措置を行う目的が、自助努力で老後の生活を豊かにしていただきたいということなので、他の国でいろいろ始まっているようなデフォルトで個人年金に入るというようなシステムを同時に入れていくことが必要だと思います。老後の貯蓄意欲が低い人にも効果があるような制度設計が必要です。目標がもし自助努力を促すということであれば、税だけで動いてもおそらくあまり効果がないということを最初に申し上げたいと思いました。

二番目ですが、佐藤委員の意見書からも、格差是正というところからも、金融所得税制で例えば課税25%程度に上げてはどうかという議論もありますが、一度、例えばそういう資産所得税、今日の資産課税の話にしてもそうなのですが、実証的な話も理論的な話も経済学的な議論をまとめて、資産所得課税の効果が一体どんな状況になっているか整理する必要があると思います。本日の資産課税のご説明も、実証的には弱いかと思っていますので、もう少し経済学的研究とデータを整備していくことが今後の議論で必要ではないかと思いました。

以上です。

## ○中里会長

ありがとうございます。

それでは、井伊委員、お願いします。

## ○井伊（雅）委員

政府は全世代型の社会保障と言いながら、税制も社会保障制度もユニバーサルな仕組みが日本は本当に遅れていると思いました。

特に感じましたのが、資料の中に私的年金に関わる国際比較を見まして、イギリスとカナダが特に特徴的なのですが、イギリスは2006年4月に企業年金と個人年金につ

いて共通の非課税枠を用いる現行のPension Potという方式に移行しています。それまで制度が乱立して複雑過ぎて、特に低所得者の積立ての妨げになっていたため、制度を簡素化したという話がありました。

イギリスやカナダは、政府が全世代型の社会保障というのをとてもよく考えて税制も年金も医療制度も改革している、特に医療制度を私、専門に研究しているので、つくづくユニバーサルという取組みをしっかりと考えていると、特にこの十数年、その改革が進んだと思っております。

先ほど土居委員が同じ所得の人は同程度の税でということをおっしゃっていましたが、今までも税調で議論されていますし、佐藤委員も問題提起されていましたが、例えば公的年金等控除の問題で、同じ水準の所得でも現役世代と高齢世代では税控除額が異なって税負担が異なるという世代間の不公平が起きていますが、これは税制にとどまらないで医療制度にも大きな影響を与えています。

高額療養費制度では、高齢者でも現役並みの所得の人は現役と同じように負担ということになっていますが、現役並みの所得というのが公的年金等控除を受けた後の金額なので、高齢者は現役よりも優遇されています。ユニバーサルな取組みについてのどのように考えるのか、もう少し税制に関してもそういった視点が必要ではないかと思えます。

最後に一つだけ、医療制度でも日本は世界に冠たる皆保険制度だ、ユニバーサルカバレッジだと言っているのですが、ユニバーサルカバレッジを持った国というのは英国やカナダもそうですが、アジアでも韓国、中進国であるタイやインドネシアなども今、導入していますが、大きな違いは、日本のように漫然と何でもカバーする医療制度ではなくて、しっかり費用対効果の分析を行った後にカバレッジの対象を決めるという仕組みです。ユニバーサルとはそういうことです。そういった視点で議論をしない日本は本当に遅れているという意識を持って、大竹特別委員の話にもありましたが、やはり税だけではなく、社会保障や労働などにも目配せをして議論しなければいけないのではないかと思います。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

それでは、田近委員、岡村委員、神津特別委員、野坂委員の順番でお願いします。

#### ○田近委員

では、手短かに。

これまで税調の議論を聞いていて、全体を何か詰めるような課題というか、全体を大きくどのように括るのかという観点ですが、一つは、若い人もいずれ年を取るわけで、生涯の視点で税を考えるというのが一つ。デジタル社会にどのように対応するか。何か大きな括りがあるといいな。生涯のところでは、基本的に今まで議論したのは相続税の話も老老相続ではなくて資産をもっと活用させようということでは、相続税と

贈与税を一体化して、相続精算課税がいいかどうか分かりませんが、それに近いもの。

今度、若い人に対しては、私は決定的に遅れたと思うのですが、やはり日本で言う iDeCo、EET的な資産形成を進める。あと税調でどこまで扱われるか分からないのですが、在職老齢年金も働き方に関しては非常に影響を与えているわけですからタブー視してはいけないということで、国民に対して若いときからずっと年を取っていく。今の若い人たちが今の高齢者からもっと税金を取れなど、そう傾くような中で、やはりみんなが年を取っていく中で生涯の視点でどのように税が設計されているのかを示すのは重要だろう。

やはり散見されてきているように、これだけデジタル化した中で税制がどのように追いついていくのか。例えば働き方一つでも、今まで給与所得者と同じような形をしても自営業者になることもあり得れば、もう話したら切りがないですが、そういうわけで、税調として何か国民に対して大きな括りで我々は議論しているというスタンスを見せていくのは大切かと思いました。

以上です。

#### ○中里会長

それでは、岡村委員、お願いします。

#### ○岡村委員

これまで、秋に始まった税調の中での主な議論としては、やはり老後の備えというのですか、所得税についても贈与税・相続税についても、資産の移転をどのように促す、あるいは適正化していくか、そのときの税負担をどのように考えていくかといった問題が併せてあると思います。

相続税・贈与税については、これまで日本は基本的に相続人あるいは受贈者に対する課税を行ってきましたが、この枠組みで考えると、むしろ相続される人、被相続人の資産形成のようなものに税負担を求めていく考え方に移ってきてつつあるということが根本的な点としてあります。所得課税については、支出税型のものに少しずつ移っていくようなことがあるのかもしれない。

この中で非常に重要だと思われるのは、金融資産性所得への課税をどうするかというより、むしろ金融資産性所得がどのように支出されるかということ。その中で、あるいはそれと並んで、年金というものをどのように実態把握していくのかといったことが、この老後の問題では非常に重要ではないかと思います。

これは一つの御提案ですが、こういった分野について有識者の意見を聞きながら、例えば専門家会合を行うとか、外部有識者をお招きしてもう少し実情把握に努めるといったことも一度考えてみてはいかがでしょうかと思います。

同時に、これまで税制調査会は外国の制度をいろいろと調査してきましたので、この問題についても外国の制度をもう少し調査してみる余地はあるのかと思います。

以上です。

## ○中里会長

確かに今年はしていないのですね。ありがとうございます。

それでは、神津特別委員、どうぞ。

## ○神津（信）特別委員

資産課税のことにつきまして二点、意見を申し上げたいと思います。

平成25年度税制改正で基礎控除が大幅に引き下がったことで、今までは100人の方が亡くなると約4人、4%の方が相続税の申告が必要ということでしたが、全国平均では8.1%、8人、倍に膨れ上がって、東京都内に限定しますと15.8%という高い水準にまでなってきました。

こうした点も踏まえますと、意見の中に、さらに基礎控除等を下げて課税ベースを広くして、資産課税というか相続税の課税を求めるべきだというものもございますが、そういうことに関しましては、慎重に検討した方がいいというような感想を持っております。

もう一つ、若年層への資産移転のお話です。贈与税について、今、代表的なものが一つ、教育資金の一括贈与の特例、結婚・子育て資金の一括贈与の特例が代表的にございますが、この制度も、いわゆる老年者から若年層への資産の移転を伴うということで促進することで、ある程度意義はあるようには認めますが、それよりも資産格差の固定化につながり、お金持ち優遇税制ということにつながりやすいので、これらの特例は縮小等の方向が検討された方がいいなというように考えております。

それよりも、もっと端的に若年層への移転を図るのは、現在、110万円の贈与税の基礎控除をもう少し増額して、連年贈与等でお年寄りから例えばお孫さんやお子さんへの贈与を促進することによって、日本のお金の動きを良くしていくようなことにした方が良く考えております。

以上です。

## ○中里会長

それでは、井伊委員、どうぞ。

## ○井伊（重）委員

ありがとうございます。

私も金融課税について、ここでどうやってこれから整理していくべきかと思っております。その中で、視点として老後資産の形成に資するための金融財産をどのように形成してもらうかという視点と、もう一方で、勤労課税、所得に対しての財産に対して、どのように課税するか。そこの長期と中期、短期のそういう視点で課税のあり方が検討できないのか。

不動産については、既に短期譲渡課税はされていますので、そういう視点で、金融課税についても長い視点で検討していくべきだと思いますし、イギリスとかカナダで設けられている非課税措置をそのまま日本でこれから検討するに当たっても、一方で、

金融課税、金融所得に対してどのように課税していくかという裏表の視点で考えていくべきではないかと考えています。

以上です。

#### ○中里会長

確かにそうですね。ありがとうございます。

それでは、野坂委員、宮崎委員、林特別委員の順番でお願いします。

#### ○野坂委員

まず最初に、資産課税について、先ほど私の質問に対して財務省の事務当局から追加の説明がございました。御礼を申し上げたいと思います。

イメージとして課税件数の1割ぐらい、そしてまた取得財産価額の3割ぐらいで相続時精算課税が使われているということ、大体のイメージがより鮮明になってきました。

また、7ページ、シャープ税制、アメリカの税制と独、仏、日本を比較したイメージ図も非常に分かりやすい。どれだけ相続時精算課税が使われることが望ましいのかという目処はなかなか難しいわけではありますが、選択肢があるということが大事ですし、中立的な資産移転が可能になる相続時精算課税の使い勝手がより良くなるように、また引き続きウオッチしていく必要があると思っています。

二点目は、経済社会のICT化等に伴う納税環境の整備のあり方についてです。先ほど発言することができませんでしたので改めて岡村委員の意見の整理に感謝申し上げたい。大変盛り沢山で頭の整理ができたわけではありますが、納税者の申告が簡便にしやすいこと、そしてまた、事業者にとってみれば過度な負担にならない。また、国内外のイコールフットィングというような幾つかの重要なポイントの指摘があった。この点を踏まえてさらに深掘りをしていくことが大事だと思っています。

また、このペーパーにも触れられていますし、他の委員の方もおっしゃっていますが、やはり大変なのはマイナンバーカードの普及とマイナポータルの一層の活用ではないかと思っています。中里会長を初め海外調査の詳細なデータ、調査があったわけですが、電子納税について日本は海外に比べてやや遅れている状況にあって、今、加速しなければ諸外国がさらに先を行ってしまうかもしれないという、いわば瀬戸際にあるのだと思うのです。

海外調査を引き続きフォローアップするような形で、海外をウオッチしながら日本のより簡便な電子納税、そしてまた納税環境のよりブラッシュアップといたしますか、そういったものを今後の税調としてフォローアップしていく必要がある。

三点目は国際課税ですが、先日、英国政府がデジタルサービス税を導入すると発表しました。状況としては大きな動きが具体的にできてきたと思います。日本としてどのように対応すべきなのか、様々な要素がありますが、状況をより詳細に分析して、これは来年以降の課題ですが、日本として何が望ましいのか、また、世界をリードし

ていくことが日本としてどういうことがあり得るのか、そういった視点から、さらに議論を深めていくべきだと思います。

以上です。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

それでは、宮崎委員、お願いします。

#### ○宮崎委員

ありがとうございます。

まず老後の資産形成が今、キーワードの一つになっているかと思うのですが、この老後というものの定義というか、イメージです。ここはすごく大事なところではないかと思えます。先ほど中里会長が少しお触れになったように、昭和は遠くなりけりの感がある昨今ではありますが、様々な制度の中で昭和の時代は老人の定義が50歳以上だった時期があったのです。ということを考えて、時代によって変わってくるし、定年のあり方にも関わると思いますが、家族の問題にも関わると思えます。

少子化が進んでおりますと、例えば一人っ子同士が結婚すれば住宅が2軒、要らなくなるわけで、住宅政策にも今、大きな変更が迫られておりますね。空き家の問題が大きな社会問題になったりしているようなことを考えると、そういう生活のあり方そのものに関わるものなので、老後というものをもう少し丁寧に考えていったらいいのかという感じがしております。これは年齢だけではなくて、働き方の問題や健康の問題などいろいろあると思えますが、これが一点、提案であります。

もう一つ、ICT化の方のお話です。岡村委員の御努力でいろいろ勉強させていただいております。ただ、今、ICTのデジタル化というか、ネットというか、コンピューターの進展というか、非常に目覚ましくて、過渡期の連続の中にある。定常状態に至っていませんので、それに合わせたシステムを作っても、追いつけ、追いつけ、追いつかないというところがどんどん出てくる。バージョンアップをすぐしてしまうともう間に合わないようなところがあると思うので、これを手段と切り離して、どういう形に向かっていったらいいかというものをまさに哲学として示していくという。

マイナポータルの使い方等についても、例えばそこに全部情報が集まってきたら、アプリに全部はめていけば、自動的に申告の書類はできるわけですね。その閲覧の権限をどこまで許すのかという。本人以外に例えば国税の関係の方がのぞくことができるのかどうかなど、そういうことも含めて、どういう形にするのかということを決めていくと、全く手間がなく申告できる可能性もあるわけだし、今、高校の教科で情報が必修化されて久しいですが、そうすると、高齢の方はなかなか難しい。井伊委員がおっしゃったようなところが非常にあると思えますが、若者はそういうものを使いこなすことは、そんな苦ではないということになりますと、制度として全員が申告をするような制度を作ることも不可能ではないだろうと思えます。だから、それをどの

ように持っていくのかはあり方の問題なので、そのこのところをしっかりとディスカッションできるといいかと思っています。

実は中国にダブルディグリーを組んでいる大学があるものですからよく行くのですが、急速な勢いでこの電子化が進んでおりまして、支払いにお札が出てくるものがほとんどないです。WeChatとか何とかで全部支払ってしまって、外国人が観光で行ってお札を出すと珍しい顔をされるというぐらいになっていると、デジタル決済はデジタルですから、ほとんど把握されているわけです。そうすると、一々整理して申告するというよりは、むしろ紐付けさえできていれば自動的に様々なことが進んでしまうということも可能というような現実も進んでいるのではないかと思いますので、今、こうなっているから追いかけて制度を作ろうではなくて、どのように使いこなしていくかという逆の方で考えていく議論を深めていけたらと思っています。

### ○中里会長

それでは、林特別委員、田中特別委員の順番にしましょうか。

### ○林特別委員

私からは二点、申し上げたいと思います。

一つは、相続税のことなのですが、この日本の経済社会状況の中で非常に重要な税と私は思っています、要するに言葉は少し悪いのですが、相続に残る資産というのは、他の税で取りっぱぐれたと言うと怒られますが、要するに取ることができなかった、もしくは取られなかったものが全部残っている部分だと思っています。そういった意味で、相続に残る資産を他の税と公平性の観点から、どのように考えて課税するかというのは税の全部の体系を考えるのにおいて非常に重要かと思っています。

また、これも相続税に関わることですが、これはもう皆さん、何回もこの場でおっしゃっていることですが、寿命が延びて相続のタイミングが遅くなっているということです。これも一つ十分に認識しなければいけない点ですが、加えて、これはもう宮崎委員が先ほど少し言及されたのですが、少子化で相続人の数が減っているわけです。ということは、一人当たりの相続する金額はおそらく増えているわけで、相続資産が偏っていれば、その偏りの度合いもさらに大きくなる傾向にあると思われま

す。寿命が延びているので、金融資産のところは食い潰して少なくなるかもしれませんが、そこら辺は、データがあればどういう動向になるかというのはちゃんと分かるのですが、その点も十分に認識して相続税のあり方を考える必要があると思います。

相続税の三点目ですが、贈与税との関係で、歪みをなくすという形で税率を同じにしろという議論は経済学者として分かるのですが、相対的に贈与税の税率が高くなっていることは何らかの正当な理由があるわけですね。なので、そこら辺の議論も少し紹介しつつ、意思決定の中立性の話と絡めて、両方の側面から議論ができればいいかと思っています。

二点目は、税務情報の件です。先ほど前のセッションで神津特別委員がおっしゃっ

ていた国と地方の間で情報が異なっているという議論がありますが、やはり税務情報は統合して、機関間でも国に一方に集めるとか、地方に一方に集める、そういう議論ではなくて、両方シェアできるようなシステムができればいいのかと思います。

これは機関間の偏りの話なのですが、実を言うと税目間でも情報が独立した状態になっていて、例えばこの間お伺いしたところだと、所得税の情報と相続税の情報というのは互いに紐付けができないので、もちろん、相続税だと控除が高いので、全部が全部、相続を把握はできないのですが、世帯単位でどれぐらいの所得がある世帯がどれぐらいの具体的な相続をもらっているというデータはあるのですが、紐付けができないということ。

なので、租税政策というのは割と実を言うとデータをあまり見なくてもっともらしい議論とか思いつきに基づいて様々なアイデアが出てくるのですが、やはり実態をちゃんと見るという点では税務データは非常に貴重なデータなので、この場でも今後の税制を考える上で役立つような形で税務データも整備されればいいのかと思います。

以上です。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

それでは、田中特別委員、お願いいたします。

#### ○田中特別委員

資産課税の今の議論そのものとはあまり関係ないのですが、課税対象になる資産は把握できているのだが、そうでない資産、例えば不動産などの持ち主が分からないとか、通帳も随分持ち主が分からないものがたまっている。こういったことも、やはりデジタル化を進める上ではどこかで一緒に考えないといけないのかというように思います。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。委員の皆様からは、多岐にわたり貴重な御意見を頂戴し、本当にありがとうございました。それぞれ見解の相違などもあります。いずれも重要な御指摘であり、すぐに対応することがなかなか難しい課題も含まれていたかと思います。しかし、できるだけ今後の議論に反映していきたいと考えております。

まとめですが、本日は国際課税に関し、利子控除制限制度と移転価格税制について議論いたしました。また、納税実務に関しては、岡村委員から専門家会合における議論の現状について御報告いただきました。

その後、この秋の総会で皆様からいただいた御質問に関して、財務省から御説明を受けた上で、これまでの議論を振り返る自由討議を行ったわけです。

委員の皆様からは様々な御意見を頂戴し、議論は尽きないところでありますが、こ

の秋に検討に着手した個人所得課税、資産課税、法人課税の課題は、いずれも年明け以降も総会や専門家会合で丁寧に議論を進めていくことが必要なのではないかと思います。

そうしたことを勘案しますと、年内の議論はこの程度にとどめておいて、年明け以降に引き続き精力的に議論させていただければと考えているわけです。

年明けは、なるべく早いタイミングで総会を開催できればと思いますので、その点、どうかよろしく願いいたします。

次回の総会については、また改めて事務局から御案内をします。

それでは、この辺りで本日の議事は終了したいと思います。会議の内容につきましては、この後、記者会見で私から御紹介したいと思います。

本日は、お忙しい中、本当にありがとうございました。